

自是可隨身

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞云○丈、中略、貞 小竹筒は青竹に酒を入れるなり、わりごも、さ、ゑも、其日ぎりにかけながらしにするなり。

〔貞丈雜記七膳部〕さ、えと云は、竹の筒に酒を入れて持たせ行を云、青竹を切てふしを兩方に置いて、上のふしにあなをあけて、酒を入れる也。竹は筈の葉の枝なる故さ、えと云。

〔貞丈雜記酒盃〕一つ、の酒と云は、今す。ひ筒の酒と云に同じ、又さ、えとも云、竹の葉をさ、とも

云によりて、竹筒に酒に入る故さ、えといふなり。

〔義經記五〕よし野法師判官を追かけ奉る事

かたをか、なになるらんと思ひて、さしよりてみれば、くりかた打たるこづ、○原本作「づ」改「み」據一本に酒を入れて持たりけり。

〔輪池拾葉二〕問曰義經記、吉野法師判官を追かけ奉る條云、くりかた打たるこづ、みに酒を入れて持たりける、此こづ、みはいかなるものにや、未詳。

奉答、判官物語と題せし義經の異本には、くりかたうちたるこづ、にさけ入てと有、下文につつうちふりて申様のみてはおほし、つ、はちいさしとみえたれば、筒なることうたがひなし、庭訓往來に、破籠小竹筒と有を、今はサ、エと訓たれども、この文によれば、コヅ、とよむべきにや、既に異制庭訓には、瓶子五百具、筒三百とみえたり、さればツ、とよむが本名、サ、エとよむは異名なり、サ、は酒の義、エはらん歟、その故は今も陸奥國にて、竹筒に酒に入る江戸のトクをサ、エといへり。○下略

〔近代艶隱者三〕都のつれ夫婦

その體うるはしき男の、色ある女に油單包をもたせて、藤浪のきよげなる岩間づたへに、青苔の